

健保組合の2023年度決算見込と 高齢者医療への対応

健

健保組合の2023年度決算見込が10月3日に発表された。1367億円の赤字となり、全体の5割を超える組合が赤字となった。保険料収入は2・7%伸びているが、保険給付費が5・3%増と高い伸びが継続しており、高齢者拠出金も22年度の一時的な減少の反動等により、7・3%増加したことが赤字の要因である。

また、今後の見通しとしては、賃上げにより保険料収入は伸びるものの、高齢者拠出金などの高い支出の伸びのため、24年度は赤字がさらに拡大し1700億円になる見込みであると発表した。こうした状況の下、健保連では、決算見込の発表の中で、現役世代の負担軽減が課題であるとして、高齢者医療制度の見直し等を主張した。現在、健保組合の保険料の約4割は、高齢者医療への支援のための拠出金に充てられている。少子高齢化が今後も進む中で、

高齢者医療の自己負担をどのようにしていくのかは、現役世代の負担に直結する課題である。

見直しの基本的考え方は、健康寿命の延伸や、高齢期就業率の向上を踏まえ、高齢者負担の年齢範囲を引き上げてはどうかというものである。

具体的には、現行65歳から74歳までの前期高齢者の年齢範囲を、70歳から74歳までとし、窓口負担についても現在69歳まで3割負担(未就学児を除く)であるが、これを5歳引き上げて74歳まで3割負担にすべきとの主張である。さらに、75歳以上の後期高齢者についても、現在1割負担の方が多いが、75歳から79歳までの後期高齢者については、現役並み所得者(3割負担)以外の方は原則2割とすべきとし、75歳以上の方の現役並み所得者の範囲拡大と、公費投入をすべきとの主張である。なお、現役並み所得の後期高齢者の給付費については、公費負担

が行われておらず、現役世代が支援しており、単純に現役並み所得者の拡大のみをした場合、公費は減る一方で現役世代の負担が増加することになるので、公費投入もセットで主張している。

まずは、以上のような見直しが必要である。負担能力のある高齢者には負担をお願いする考え方は多くの方に理解される考え方であろうが、中長期的には、何をもって負担能力があると考えerかは課題である。

単にフロアの収入だけを見るのか、金融資産などのストックをどう考えるのか、フロアの収入についても遺族年金は非課税年金として収入カウントされていないことなど、負担能力の捉え方などをさらに検討していくことも課題である。

高齢者の自己負担の課題は、政治的にも大きな影響を与えるものである。しかし、社会構造の変化を踏まえると、避けて通れない。